

## 佐久水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、女性が職業生活においてその個性と能力が十分に発揮されるよう、職場環境の整備を図ることを目的とする。

### 1. 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. これまでの取組状況（平成 28 年度～令和 2 年度）

#### ①男性職員の育児休業取得の促進

##### ◎数値目標

平成 33 年度（令和 3 年度）までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上（1 人以上）にする。また、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を現状の 100%を維持する。

##### ◎目標達成のための取組

平成 28 年度より、対象となる職員に育児休業、配偶者出産休暇等の活用促進に関する助言を行う。

##### ○取組結果

育児休業の取得は、男性職員の取得実績が全くなく、制度の啓発を行うとともに育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を図る必要がある。また、配偶者出産休暇については、取得者の割合は 100%であるが、引き続き取得促進の取組みを行う必要がある。

#### 育児休業の取得率

区分\年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
対象者数	8 人	7 人	8 人	7 人	5 人
内訳 男性	7 人	6 人	7 人	6 人	5 人
女性	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人
取得率(人数)	12.5%(1 人)	14.3%(1 人)	12.5%(1 人)	0%(0 人)	0%(0 人)
男性のみ	0%(0 人)	0%(0 人)	0%(0 人)	0%(0 人)	0%(0 人)
女性のみ	100% (1 人)	100% (1 人)	100% (1 人)	0%(0 人)	0%(0 人)

配偶者出産休暇の取得率

区分 \ 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
対象者数	3 人	0 人	2 人	1 人	3 人
取得者 (割合)	3 人 (100%)	0 人 (0%)	2 人 (100%)	1 人 (100%)	3 人 (100%)
平均取得日数	1.4 日	0 日	2 日	1 日	1.7 日

3. 状況の分析と課題に対する目標設定

2 におけるこれまでの取組みは今後も推進を続けていくこととします。

上記に加えて、法第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、当企業団における女性の職業生活における活躍に関する状況について以下の把握をおこなったところ、重点的に取り組む必要があると判断したことから、数値目標を設定することとする。

採用試験受験者に占める女性割合

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
12.5%	—	30.0%	0%	0%

※平成 29 年度は、採用試験を実施しなかった。

職員に占める女性職員の割合

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
6.3%	6.1%	6.3%	6.1%	6.0%

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
15.8%	0%	11.8%	6.7%	14.3%

休暇の内訳 ・ 配偶者の出産  
 ・ 配偶者の出産に伴う子の養育  
 ・ 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の看護

以上の結果を踏まえて数値目標を設定する。

(1) 女性職員の採用

令和 7 年度までに、職員に占める女性割合を 10%にする。

(2) 男性職員の育児参加休暇等の取得促進

令和 7 年度までに制度が利用可能な職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を 50%以上にする。

#### 4. 目標を達成するための取組み

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組みを実施する。

##### (1) 採用試験受験者の女性割合の拡大

女性でも安心して働くことができる職場であることや出産・育児に関する制度の紹介を積極的にPRする。

##### (2) 育児のための休暇制度の周知

配偶者出産休暇、育児参加のための休暇制度を促進するため、出産・育児に関する特別休暇の制度内容等の資料を作成し、周知する。